議発第１号議案

豊川市議会委員会条例の一部改正について

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成３１年３月１９日提出

提出者　豊川市議会議会運営委員会委員長　早　川　喬　俊

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊川市議会委員会条例（平成１７年豊川市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「福祉環境委員会」を「福祉委員会」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、同条第４号ア中「産業部」を「産業環境部」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　都市整備部の所管に関する事項

第７３条中「昭和６２年豊川市議会訓令第３号」を「平成２８年豊川市議会訓令第２号」に改める。

附　則

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ同表の右欄に定める常任委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなし、その任期は、この条例による改正後の豊川市議会委員会条例第３条第１項又は第８条第２項の規定にかかわらず、旧委員会の委員長、副委員長及び委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

総務委員会	総務委員会
福祉環境委員会	福祉委員会
市民文教委員会	市民文教委員会
産業建設委員会	産業建設委員会

３　この条例の施行の際現に旧委員会に付議された事件のうち継続審査に係るものについては、当該事件を所管事項とする新委員会に付議されたものとみなす。

理　由

この案を提出するのは、組織機構改革に伴い常任委員会の名称及びその所管を見直すとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。